



# 議会だより

No. 180  
平成25年2月

## 第4回 定例会

## 平成23年度決算 一般会計を不認定 各特別会計及び水道事業会計は認定

平成24年第4回定例会は、会期を12月11日から13日までの3日間と決め開催されました。

平成24年度一般会計補正予算、条例の制定・一部改正など議案13件、承認2件、同意1件を審議しました。

平成23年度決算審査特別委員会に付託されていた一般会計決算は不認定、5特別会計及び水道事業会計は認定となりました。

一般質問では8人の議員が質問に立ち、町政に対する理事者の考えを質したほか、七飯町議会の改革に関する調査特別委員会の中間報告、藤城小学校学校改築工事に関する調査特別委員会の最終報告、民生文教常任委員会の所管事務調査報告や議員提出議案として七飯町議会会議規則・七飯町議会委員会条例・七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の改正などを審議し原案どおり可決しました。

### 審議結果

区 分	結果	番 号	議 件 名 等	継続審査・調査・その他
議 案	○	議案第54号	七飯町営住宅等の整備基準を定める条例の制定について	
	○	議案第55号	七飯町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について	
	○	議案第56号	七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の制定について	
	付託	議案第79号	七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	民生文教常任委員会へ付託
	付託	議案第80号	七飯町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	民生文教常任委員会へ付託
	付託	議案第81号	七飯町町道の構造の技術的基準等を定める条例の制定について	経済産業常任委員会へ付託
	○	議案第58号	七飯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について	
	○	議案第59号	七飯町都市公園条例の一部改正について	
	○	議案第60号	七飯町公共下水道条例の一部改正について	
	○	議案第82号	七飯町手数料条例の一部改正について	
議 案	○	議案第83号	七飯町保育の実施に関する条例の一部改正について	
	○	議案第86号	平成24年度七飯町一般会計補正予算（第12号）	
	○	議案第87号	平成24年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	
	○	議案第88号	平成24年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	
	○	議案第89号	平成24年度七飯町介護保険特別会計補正予算（第2号）	
	○	議案第90号	平成24年度七飯町下水道事業特別会計補正予算（第2号）	
	○	議案第91号	平成24年度七飯町水道事業会計補正予算（第3号）	
	同意	第4号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	
	承認	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて	
	承認	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて	
決 算 認 定	○	議案第84号	七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について	
	○	議案第85号	七飯町土地開発公社の解散について	
	不認定	認定第1号	平成23年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第2号	平成23年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第3号	平成23年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第4号	平成23年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	
	認定	認定第5号	平成23年度七飯町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
発議案	○	認定第6号	平成23年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について	
	○	認定第7号	平成23年度七飯町水道事業会計決算認定について	
	○	発議案第16号	七飯町議会会議規則の一部改正について	
そ の 他	○	発議案第17号	七飯町議会委員会条例の一部改正について	
	○	発議案第18号	七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	
	報告済	報告済	常任委員会報告	
そ の 他	報告済	報告済	各特別委員会報告	
	報告済	報告済	定期監査報告	
	報告済	報告済	出納検査報告	
	承認	承認	閉会中の継続調査の申し出について	
	承認	承認	閉会中の委員会活動の承認について	

○=全員一致で可決 ○=賛成多数で可決 ●=賛成少数で否決 ×=賛成なしで否決

### 主な内容

- ◇審議して決まったこと……………P17
- ◇監査報告（定期監査）……………P18
- ◇監査報告（例月監査）……………P18
- ◇第5回臨時会……………P18
- ◇一般質問……………P18

- ◇議案審査の結果報告……………P22
- ◇常任委員会活動報告……………P24
- ◇特別委員会報告……………P25
- ◇議員出席状況……………P35

減らそうるんぐら

# 審議して決まったこと

## 条例制定

◆七飯町営住宅等の整備基準を定める条例の制定

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による条例制定。

平成25年4月1日施行  
◆七飯町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による条例制定。

平成25年4月1日施行  
◆七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の制定

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による条例制定。

平成25年4月1日施行  
◆七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による「七飯町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による改正及び条例の精査による改正。

平成25年4月1日施行  
◆七飯町都市公園条例の一部改正

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による改正及び総合公園の供用開始に伴う改正。

平成25年4月1日施行  
◆七飯町公共下水道条例の一部改正

地域主権改革一括法に基づく地方への権限移譲による改正。

平成25年4月1日施行  
◆七飯町手数料条例の一部改正

北海道から権限移譲を受けている建築確認業務等に係る北海道手数料条例が一部改正されることから、関連する手数料を改正。

施行期日は公布の日  
◆七飯町保育の実施に関する条例の一部改正

保育料を段階的に国の基準まで引き上げるための改正。

平成25年4月1日施行  
◆七飯町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

函館湾流域下水道事務組合負担金等、歳入歳出それぞれ502万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億5千276万6千円とした。

# 増やそう資源!

歳出それぞれ1億8千747万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億1千275万1千円とした。

平成24年度七飯町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

一般被保険者療養給付費等、歳入歳出それぞれ1億9千25万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億8千138万5千円とした。

平成24年度七飯町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

北海道後期高齢者医療広域連合納付金等、歳入歳出それぞれ602万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億7千784万8千円とした。

平成24年度七飯町介護保険特別会計補正予算(第2号)

居宅介護サービス給付費等、歳入歳出それぞれ4千610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億9千232万7千円とした。

平成24年度七飯町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

函館湾流域下水道事務組合負担金等、歳入歳出それぞれ502万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を10億5千276万6千円とした。

平成24年度七飯町水道事業特別会計補正予算(第12号)

業会計補正予算(第3号) 収益的支出を5万7千円減額し、4億2千94万3千円とした。

## 人事

◆固定資産評価審査委員会委員の選任

任期満了となる左記の者を再び選任することに同意。

氏名 千島忠雄(59歳)  
住所 大中山6丁目501番地

## 発議案

◆議員提出議案として規則改正1件と条例改正2件が提出され、いずれも可決されました。

◎七飯町議会会議規則  
地方自治法の一部改正及び議員の長期欠席に伴う届出に関する規則の改正。

◎七飯町議会委員会条例  
地方自治法の一部改正に伴い、特別委員の任期、議員の常任委員の数、委員の辞任に関する規定を改正。

◎七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例  
議員が議員活動を長期欠席した場合の議員報酬及び期末手当の減額規定を設けるとともに文言の整理による改正。

## その他

◆専決処分承認を求めることについて

(平成24年度七飯町一般会計補正予算(第10号))  
11月7日の大雨により災害が発生したため、応急災害復旧事業費として、歳入歳出それぞれ650万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億762万4千円とした。

◆専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度七飯町一般会計補正予算(第11号))  
衆議院が解散し、総選挙が執行される事となったため、選挙事務に要する経費として、歳入歳出それぞれ1千765万円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億2千527万4千円とした。

◆七飯町公の施設に係る指定管理者の指定について

七飯町さくら共同作業所の平成25年度から3年間の指定管理者の候補者の選定。

◆七飯町土地開発公社の解散について

今後、大規模な公有地の取得が見込まれず、七飯町土地開発公社を解散するための議決。

## 条例一部改正

◆七飯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

## 補正予算

◆平成24年度七飯町一般会計補正予算(第12号)

認可保育所運営委託料、緑町団地解体工事等、歳入

決算

平成23年度一般会計及び特別会計並びに水道事業会計決算は「平成23年度決算審査特別委員会」に審査を付託し、その審査結果の報告書が定例会最終日に提出され、一般会計は、賛成少数で不認定とし、その他の会計は全員一致で認定した。

(報告書は34ページに掲載)

監査報告

定期監査報告

定期監査結果を次のとおり報告する。

監査の対象

- (1)大中山保育所
(2)大中山子育て支援センター
(3)本町子育て支援センター

監査の期間

平成24年11月1日から11月30日まで

監査の方法

提出を求めた資料及び施設で管理している諸帳簿等の関係書類について、担当職員から説明を受けながら監査を行った。

監査の結果及び意見

(1)は、保育料の滞納繰越分を含めた収入未済額は、年々減少してきている。保

育内容及び児童の管理は適正に行われている。

(2)、(3)は、各種相談、親子交流事業を実施している。子育てに親子が利用しやすいよう、工夫しながら事業を実施している。

各施設とも施設運営及び事務事業の実施、諸帳簿類の管理とも概ね適正と認められる。

例月出納検査

一般会計並びに各特別会計、水道事業会計の出納状況を次のとおり検査した。

平成24年8月分を

9月25日、26日、27日

平成24年9月分を

10月29日、30日、31日

平成24年10月分を

11月28日、29日、30日

検査結果

特に指摘すべき事項なし。

監査委員

永田 英利
林 秀樹

第5回

臨時会

10月26日

補正予算

平成24年度七飯町一般会計補正予算(第9号)

藤城小学校グラウンド等整備その2工事等、歳入歳出それぞれ2千491万円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億111万9千円とした。

その他

損害賠償の額を定めることについて

町所有の保健指導車が介護予防業務のため運行中、右折のため停車していた前の車両に追突し、車両を破損させたことによる損害賠償。

平成24年度七飯町施政方針の進捗状況について

A 現在は、順調に進んでいる

平松 俊一 議員

平成24年度も8か月が過ぎ、施政方針の進捗状況を伺いたい。

町長

医療費や介護費用等の自然増が見込まれ、財政運営は年々厳しさを増しているが、職員の協力と無駄をなくす指導が功を奏し、災害等予想外の事態が発生しなければ基金を取り崩すことなく順調に推移して行ける。

政策推進課長

喫緊の課題である町民の「足」を確保する件に関する質問であるが、鉄道や路線バスを核とする公共交通を補完する「循環バス」や「乗合タクシー」「地域の団体や企業による自主運行」更には「タクシーへの利用補助」等、より有効な方法の検討を行っている。

また、市内の大学の研究に対しての連携協力も進めており、地域公共交通活性化協議会を通じてなお一層の努力を行い出来るだけ早く提案をしたい。

福祉課長

高齢者の社会参加と健康

維持・増進を図るため、ボランティア活動や健康保持のための活動等を行った場合に、ポイントを付与する等の質問については、平成25年度の実施に向けて、現在庁内で検討中である。ご提案の「サロン事業」も視野に入れて、早めにまとめたい。また福祉灯油は現在支給に関する条例整備を検討しているため、今年度の支給は見合わせたい。

商工観光課長

「要援護者買い物支援事業」は現在、利用者が少なく、広報活動に励み、事業の拡大をめざしたい。高齢者の自主的な組織である老人クラブや老人クラブ連合会へ自主的な活動に対する支援を行っており、活動内容としては、各種のサークル活動やイベント、講座、町主催の事業への参加など多数の参加があり、今後、組織への参加を働きかけた。

住民課長

介護保険料の抑制にも繋がる介護予防事業、特定健康診査の受診状況については、年々、受診率は伸びているが、渡島管内平均に比

べると低い状況。特に若い世代には一層の働きかけが必要で、高齢者を含めて、広報への掲載や案内書等の送付などのほか、さらに効果的な方法を検討し受診率の向上に努めたい。

ご質問の新規企業の進出に対する助成だけではなく、既存企業への支援や助成制度は国や道の制度があり、商工会なども連携して希望する企業に対応して参りたい。

また、ルネサス退職者に対する説明会や相談会については、渡島総合振興局やハローワークと行っている。



減らすべしロケット!

◎連続した大雨災害対策について

【A】函館開発建設部とJR函館支社に対し、要望あるいは協議を行い、工事実施に向け進めているところですが。

長谷川 生 人 議員

本年9月9日から10日にかけての大雨と11月6日から7日の大雨による湯出川の河川氾濫や護岸崩れによる床下浸水などの被害が発生している。

また、大川・大中山地区では畑などから土砂・泥水が道路へ流入した被害では、周辺の団地住民は大変不安な思いで過ごしている。今後、これらの被害場所をどのように復旧・改善していくのか所見を伺いたい。

【土木課長】

大雨時に湯出川が越流氾濫する原因は、国道5号線及びJRを横断する管渠の断面が小さく、増水時での流量を呑み込めず、付近の住宅で床下浸水の被害が発生する。今後、災害の解消に向けて函館開発建設部、JR函館支社に対し要望、協議を行う。

また、畑などからの土砂流入対策として七飯町地域担い手育成総合支援協議会を通じて、農家に対して対策を講じる様に要請している。25年度予算において表土流出防止施策をモデル的に実施したい考えを示す。

いずれも現地を検証し工事の早期着手に向けて取り組んで参りたい。

◎町道中島4号線（胤松園道路）交渉経緯の進捗状況について

町道中島4号線の道路舗装と側溝の整備については、30年以上も地域町内会から要望を続けている。最近の状況は平成23年4月25日に当町より土地所有者へ道路整備を行いたい旨の文書を送付し、その結果6月29日には東京都内において協議するなど交渉経緯が見えていたが本年に入ってからどのような交渉をしているのか。また、進捗状況について伺いたい。

【土木課長】

12月26日に東京にて協議する予定である。昨年の交渉内容は道路部分の他に市街化調整区域の土地も所有し市街化区域への編入を望んでいて、道路の整備と都市計画の問題を切り離すことはできないとしているため非常に厳しい。現道部分の買取価格を提示したが良い回答を得ることができなかった。

今回の交渉は、長年の町内会からの要望に対し環境を守るためにも早期解決に向けた交渉を行ないたい。

その他、「赤松街道の環境整備について」を質問している。

◎藤城地域振興策と行政処分との町長と町民との矛盾は

【A】町民との裏取りは一切ない

中島 勝 也 議員

藤城小学校に関する諸問題と藤城地区地域振興策について次の点を伺いたい。

①9月28日第3回定例会での町長の発言について

②9月25日藤城小学校の特別委員会終了後、町長室で数人と会談がされたと聞いているが誰か

③その時の話し合いの内容について

④9月26日の藤城公民館で開催された、町長懇談説明会の内容は

⑤町長室での話し合いの内容が広く、藤城町民に知れ渡っているが把握しているか

⑥行政処分の流れについて

⑦行政処分の中で町長の処分内容が教育長より軽い理由は

⑧教員住宅の進捗について

【副町長】

行政処分については、特別職の処分については自己申告で決定される。

【町長】

藤城小学校改築工事に関する調査特別委員会後、町長と委員会傍聴者藤城地区町民3名と議員1名とで地域振興策として峠下地区に道の駅等について話し合いをした。

【学校教育課長】

教員住宅の建設予定地は国道よりの出入りが狭く、駐車台数も減ることから、再度消防番屋の近郊にという事で協議して行く。年度内の発注は難しい。

ほかに、次の議員から一般質問が出されている。

牧野 喜代志 議員	1	平成25年度七飯町当初予算について
	2	「いじめ対策」の具体的施策を!!
	3	不適切勤務の実態調査は

【七飯町の民間企業の新規雇用と新規起業の実態について】  
A 新規雇用については調査していないが、20〜30人規模の企業であれば把握が可能と思われるので検討していきたい。

日下部 雅一 議員

先般、ルネサス北日本セ

ミコンダクタ函館工場が閉鎖されるといふ報道がありました。同社では600名程の従業員が解雇の不安にさらされ、うち七飯町でも町内在住の方が150名程いると聞いております。

ハローワーク等でも特別

に窓口を設けて対処しておりますが、七飯町ではどのような対応を考えているのでしょうか。これこそ今社会問題になっていく雇用問題の典型的な例ではないで

しょうか。現在の七飯町には、残念ながら民間の雇用に対する受け皿が少ないと考えられます。受け皿を作るために町は、どのような事をやっているのか、次の点について伺いたい。

①七飯町の過去5年間における民間企業の新規雇用の実態について

②七飯町の民間企業の雇用促進に対する考え方、助成等について

③七飯町の過去5年間における新規起業者の数につい

て

④七飯町の新規起業者に對する助成等について

【商工観光課長】

①七飯町として町内の民間企業における新規雇用の状況については調査しておりません。

②地域の活性化と町民がゆとりある地域生活を営む為に、働く場所が地域の中にある事が最も重要と考えております。

しかし、雇用の現状と課題では、新卒者や失業者の働く場所の不足や雇用のミスマッチから最終的に町外への人口流出につながる事もあると思えますが農林水産業、商工業、観光など各産業の振興と共に企業誘致を積極的に推進する事で地域内における働く場の拡充に努めているところで

す。次に助成ですが、新規に立地する工場等に対しては補助金を受けられる制度があります。これに該当しない事業者に対しての助成

制度は特にございません。③七飯町の法人台帳調べによりますと平成20年度は31事業所、平成21年度は26事業所、平成22年度は29事業所、平成23年度は22事業所、平成24年11月末現在で22事業所となっております。

制度は特にございません。

④七飯町において企業が新規に立地する場合、七飯町企業立地促進条例に該当するときは、各補助金を受けられる制度があります。

しかし、工場等以外については、事業者に対する助成は特にございません。

現在までに七飯町における新規起業に際しての相談は札幌の北海道中小企業総合支援センター、あるいは商工会等において起業家支援が実施されておりますのでこれらの照会と合わせ立

地場所等の問い合わせは工場等以外の事業者にも対応してございますのでご理解いただきたいと思います。

時代の変化に伴い、子育て支援に関するニーズ(要望)も大きく変化しています。先の通常国会では社会保障と税の一体改革の一環として、子育て環境の充実を図る「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

【子ども・子育て関連3法の成立に伴う、当町の子育て環境整備について】

A 国の動向を見ながら他町に遅れないように対応していく

神崎和枝 議員

時代の変化に伴い、子育て

支援に関するニーズ(要望)も大きく変化しています。先の通常国会では社会保障と税の一体改革の一環として、子育て環境の充実を図る「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

3法の趣旨は幼児教育・保育・地域の子ども子育て支援を総合的に推進する。この新制度が本格的に動き出すのは、平成27年度ですが、平成26年度から本格施行までの1年間、保育の需要の増大等に対応するため、新制度の一部を先取りした保育緊急確保事業が行われることとなっている。

国の動向を見極めつつ、できる限り円滑かつ速やかに新制度を導入できるように、万全の準備をしていくべきであると考えます。

そこで、以下について具体的に質問します。

①子ども子育て会議の設置について子育て家庭のニーズを把握して施策を行う仕組みは極めて重要です。子育て当事者、事業主、労働者代表、有識者、公共団体、子育て支援当事者等の

構成メンバーとして、来年度から合議制機関を新たに設置する考えはないか

②事業計画の検討について本格施行にむけ、平成25年度予算において、事業計画策定に向けたニーズ調査のための経費を計上する考えはないか

③実施体制準備組織の設置新たな制度への円滑な移行を目指し、速やかに準備組織を立ち上げて対応する考えはないか

④利用者支援 保育サービスに関する専門相談配置について

⑤保育と幼児教育の二重行政を解消し窓口を一本化する

【副町長】 子ども子育て3法が成立し平成25年度から26年度までを準備期間としてニーズ調査、子育て事業計画、条例の整備を行ない平成27年度から新制度へ移行することになっている。

是非については国からくる情報を見極めながら判断したい。

②国の基本指針調査項目が示された時点で予算を組み進めていく。

③対応の事務量が考えられるが遅滞することなく必要な体制にしていきたい。④保育サービスの情報提供や利用者の相談がどの程度なの現時点で把握できないので当面は、子育て健康支援課で対応したい。

⑤利用者の皆さんが利用しやすい窓口を考えていく。

【子育て健康支援課長】 小規模保育事業に該当する認可外保育施設も運営補助の対象となってくる。小規模保育事業についてもなるべく早い段階で進めて行く。

【町長】 今は地域主権、地域重視の中で、保育は市町村が行っていくということが法で定められておりますので、他の町村に遅れを取らないように進めていく。

減らすべく努力!

◎大沼の水質改善策として汚染源からの流入防止  
対策の強化を

▲畜産農家とは具体的に話し合いを進めていく

上野 武彦 議員

大沼は平成7年北海道の湖沼環境保全の重点対策湖沼に指定され、水質改善のための対策が行われてきた。

平成9年に策定された大沼環境保全計画による対策に引き続き平成19年より新たな10ヵ年計画が策定され改善の取り組みがされてきたが、一向に改善されず、一層深刻な状況となっている。この間の5ヵ年の対策の成果と残る5ヵ年の目標、計画について伺いたい。

【環境生活課長】  
水質保全事業として、水質監視調査、生活排水対策、特定事業所への監視、指導、畜産農家への立ち入り調査などを実施している。流入河川の水質調査の結果、軍川、荇澗川、宿野辺川の3河川ともCOD（科学的酸素要求量）、TIN（全リン）、TIP（全窒素）が基準を上回っている。大沼の富栄養化の

原因の一つとして、降雨時の農地からの流入対策を推進する必要があると考えている。

【再質問】

平成22年度の大沼の水質調査の結果では、環境基準に対して測定したうちの最大値でCODは2.5倍、SS（浮遊物質量）は1.8倍、TINは2.15倍、TIPは1.6倍である。

また、大沼、小沼とも大腸菌群が検出されている。又、降雨時では、軍川は環境基準に対してCODは最大5.6倍、TINは5倍、TIPは10.6倍、荇澗川ではCODは11.6倍、TINは16倍、TIPは33倍、宿野辺川では、CODは2.8倍、TINは21.3倍、TIPは3.2倍となっており、流入河川では特に荇澗川からの汚染物質の流入で大きな値が出ていることから、この荇澗川の対策を重点的に取り組まないと大沼の水質

◎公共的建物に対し災害時の電源確保を

▲今後、予定される建築物には設計の段階から対応したい

佐野 史人 議員

藤城小学校では、非常用発電機設置のスペースは確保されているが、緊急時に発電機を用意することが出来て使用するには、電工ドラム等で配線確保することになる。校舎側に接続部所が緊急時用コンセントが設置されていれば、緊急時の対応が極めて容易になる。

【環境生活課長】

流入河川の水質調査の結果から、荇澗川が一番汚れていることは承知しており、環境省の補助事業でも自然の力を利用した事業として荇澗川に手をつけたところだ。JR軍川の土地で人口湿地の遊水地、約一万平方米を利用した計画を進めることになっている。

また、汚染源と思われる畜産農家とは具体的に大沼の水質の改善が進むよう話を進めていく考えである。その他、「大間原発建設阻止に一層の取り組みを」、「住宅、建築物の耐震化計画の進捗状況と今後の具体的対策について」を質問している。

【政策推進課長】

非常用発電機等の設備の設置を、建築工事を実施する際に組込んで参りたいと考えております。

◎袋小路における除排雪対策について

大雪の年は排雪が必要となり、袋小路等では深刻な事態を招きました。

また、毎年、排雪を個人で業者に依頼をする地域もあり経済的にも大きな負担であります。大沼地区では、除雪、排雪は農地が広がり何ら問題はありませんが、その代わり下水道管が敷設されていません。町では、合併浄化槽の設置を推進していますが、これと同じように融雪槽の設置を検討してはどうか、設置に伴う費用や維持管理に要する費用は、合併処理槽と同程度であり、各地域が必要とする内容に大きな違いはありませんが、公平という立場から検討すべきと考えます。町の基本的考えを伺いたい。

今後計画される公共的建築物に、設計段階で組み込むべきと考えますが、町の本格的な考えを伺いたい。

除排雪のできない袋小路に対する対策が課題だと認識しているが、地域により、形状も違い個別案件ということになるかと思いますが、融雪槽の設置はその一つの方法であると考えます。

私道や自宅等、個人で設置する部分も考えられますが、そういう部分の除雪対策については、政策推進課のほうが町内会担当、全体の部分で補助も含めて政策を考える部署ということもあり、より安全で快適な冬期間の交通網の確保に向け、町内会連合会や地域の皆様のご意見、ご協力をいただきながら検討をして参りたいと考えております。

その他、「福島火発からの石炭灰搬入再開について」、「公共下水道設置普及率と家庭からの接続の実態について」を質問している。

# 議案審査の結果報告

平成24年第3回定例会において審査を付託されていた議案について、審査結果が第4回定例会で次のとおり報告された。

## 民生文教常任委員会

### 1、事件名

議案第58号 七飯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

### 2、審査の経過

平成24年10月1日、10月23日、11月19日、11月28日の4日間、委員会を開催し、環境保生活課長の出席を求めて審査を行った。

### 3、決定及び理由

#### (1) 決 定 修正可決

#### (2) 修正内容

第21条第1項第1号中「水道部門」を「上下水道部門」に修正する。

#### (3) 理 由

当委員会に付託された七飯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例は、これまで市町村が設置する一般廃棄物処理施設に置かれる技術管理者が有すべき資格については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第21条第3項、廃棄物の処理及び清掃に

和59年総理府令第5号）の一部改正により、省令（環境省令）の一部改正が平成24年9月11日に公布施行され、「水道部門」を「上下水道部門」に改めたことによるものである。

七飯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）で定める技術管理者の資格は、省令で定める基準を参酌し、条例では第12条において第1号から第11号まで技術管理者の資格を定めており、その主な内容は次のとおりである。

法は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることに、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とし、一般廃棄物処理施設には、法第21条第1項の規定により、原則として技術管理者を置かなければならないため、一般廃棄物を処理するため、一般廃棄物処理施設を設置している市町村は、必ず技術管理者の資格を定める条例を整備する必要がある。

修正内容は、議案が議会に提案された後、国において、技術士法施行規則（昭和

59年総理府令第5号）の一部改正により、省令（環境省令）の一部改正が平成24年9月11日に公布施行され、「水道部門」を「上下水道部門」に改めたことによるものである。

七飯町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下「条例」という。）で定める技術管理者の資格は、省令で定める基準を参酌し、条例では第12条において第1号から第11号まで技術管理者の資格を定めており、その主な内容は次のとおりである。

技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。）及び2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者は、専門的な知識を有するとして実務経験がなくても技術管理者の資格を有するが、その他は取得している資格又は学歴によって、一定以上の実務経験を必要としている。

委員からは、技術管理者の配置に関し、条例に盛り込む必要がないかとの質疑があつたが、前述のとおり、技術管理者の配置は法第21条第1項に規定されているため、条例に盛り込む必要はないことであつ

た。以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、技術管理者の資格は環境省令で定める基準を参酌したものであり、かつ、修正内容も議案の提案後、国において省令の一部改正を公布したものであり、やむを得ないとの判断から、採決の結果、全員一致で修正可決すべきものと決定した。

## 経済産業常任委員会

### 1、事件名

議案第54号 七飯町営住宅等の整備基準を定める条例制定について

### 2、審査の経過

平成24年10月16日、10月30日、11月13日、11月29日の4日間、委員会を開催し、都市住宅課長の出席を求めて審査を行った。

### 3、決定及び理由

#### (1) 決 定 修正可決

(2) 修正内容 第17条の次に次の1条を加える。

#### (三) 駐車場

第18条 駐車場の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便性を確保した適切なものでなければならない。」

(3) 理 由 当委員会に付託された七飯町営住宅等の整備基準を定める条例は、これまで公営住宅等の整備基準に関して公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）第5条第1項及び第2項、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号。以下「省令」という。）で定める基準に基づき整備を進めていたが、第2次地域主権一括法の施行に伴い、法第5条第1項及び第2項が改正されたことにより、省令を参酌して当該市町村の条例で定めることとなつたため制定しようとするものである。

公営住宅は、法において、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安全と社会福祉の増進に寄与することを目的に整備されるものであり、省令において整備基準を定めている。

条例提案の内容は、この省令の整備基準を参酌しており、町営住宅の位置の選定、敷地の安全等、住宅・住戸の基準、共用部分、付帯施設のほか共同施設として児童遊園、集会場、広場及び緑地など17条において

規定している。修正内容は、省令の整備基準に規定されていないが、法で規定する共同施設に駐車場が含まれていることや近年の車社会において駐車場の整備は、必須の条件になっていること、町において、新しい公営住宅の建設の際には駐車場を整備していることから、この条例に駐車場に関する規定を1条追加すべきとの判断から修正するものである。

この条例の制定に伴う全体的な影響について、町は、従来から省令に規定する整備基準に基づいて整備しており、特に影響がないとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、町営住宅等の整備基準は省令で定める整備基準を参酌したものであり、かつ、修正内容も今後町営住宅を整備するうえで、駐車場の整備は必要不可欠であるとの判断に基づき追加したものであり、採決の結果、全員一致で修正可決すべきものと決定した。

### 1、事件名

議案第55号 七飯町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

減らそうてロワイ

2、審査の経過

平成24年10月16日、10月30日、11月13日、11月29日の4日間、委員会を開催し、都市住宅課長の出席を求めて審査を行った。

3、決定及び理由

(1) 決定 原案可決  
(2) 理由 由

当委員会に付託された七飯町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例は、これまで高齢者や障害者等の移動等を円滑化に関しては、高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第13条第1項、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第15号。以下「省令」という。）で定める基準に基づき整備を進めていたものを、第2次地域主権一括法の施行に伴い、バリアフリー法第13条第1項が改正されたことにより、省令を参酌して当該市町村の条例で定めることとなったため制定しようとするものである。

み、公共交通機関の旅客施設や公共施設等の建築物の構造及び設備を改善するための措置等を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的としており、第13条第1項では公園管理者等の基準適合義務等として、公園管理者等は、特定公園施設の新設、増設又は改築を行うときは、当該特定公園施設を、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準に適合させなければならないと規定している。

省令では、バリアフリー法第13条第1項の規定に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めている。

特定公園施設とは、園路及び広場、屋根付広場、休憩所、管理事務所、野外劇場、野外音楽堂、駐車場、便所、水飲場、手洗場、掲示板、標識の12施設であり、それぞれ高齢者、障害者等の移動が円滑に行われるよう設置に関する基準が省令において定められている。

今回制定する条例は、この省令の設置に関する基準を参酌しており、都市公園のバリアフリー化の基本的

考え方として、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、施設の整備及び管理に取り組みこととしている。

この条例の制定に伴う影響については、ユニバーサルデザインの考え方に併せ、高齢者、障害者等の人々だけでなく、来園するすべての人々が利用しやすい公園の整備、改修をすることで利用者の利便性及び安全性の向上が図られるとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準は省令で定める設置基準を参酌したものであり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

1、事件名 議案第56号 七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例の制定について

2、審査の経過 平成24年10月16日、10月30日、11月13日、11月29日の4日間、委員会を開催し、水道課長の出席を求めて審査を行った。

3、決定及び理由 (1) 決定 原案可決

(2) 理由 由

当委員会に付託された七飯町水道技術管理者の資格基準等に関する条例は、これまで水道事業における水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者及び水道技術者の資格に関する法律（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第12条及び第19条第1項、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「政令」という。）で定める基準に基づき整備を進めていたものを、第2次地域主権一括法の施行に伴い、法第12条及び第19条が改正されたことにより、政令を参酌して当該市町村の条例で定めることとなったため制定しようとするものである。

法は、水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的としており、その目的を達成するため、技術者による布設工事の監督、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格基準等を政令において定めている。

今回制定する条例の内容は、この政令の資格基準等

を参酌しており、布設工事監督者を配置する工事、布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格について規定している。

この条例の制定に伴う影響については、町は、従来から政令に規定する資格基準に基づいて水道工事における布設工事監督者の配置及び適正に水道を管理するための水道技術管理者を配置しており、特に影響がないとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、水道技術管理者等の資格基準等は、政令で定める資格基準を参酌したものであり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

1、事件名 議案第59号 七飯町都市公園条例の一部改正について

2、審査の経過 平成24年10月16日、10月30日、11月13日、11月29日の4日間、委員会を開催し、都市住宅課長の出席を求めて審査を行った。

3、決定及び理由 (1) 決定 原案可決 (2) 理由 由

当委員会に付託された七飯町都市公園条例は、これ

まで都市公園の配置及び規模に関する技術的基準及び都市公園の公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第3条第1項及び第4条第1項、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」という。）第1条の2及び第2条、第6条で定められていたが、第2次地域主権一括法の施行に伴い、法第3条第1項及び第4条第1項が改正されたことにより、政令を参酌して当該市町村の条例で定めることに併せ、七飯町総合公園が平成24年度から全面的に供用開始されたことから全部改正するものである。

法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的としており、その目的を達成するため、都市公園の設置及び管理に関する基準等を政令において定めている。

今回法改正に伴う条例の改正は、第2条において都市公園の配置及び規模に関する技術的基準、第3条において住民1人当たりの都市公園敷地面積の標準、第4条において町が設置する

都市公園の配置及び規模の標準、第11条において公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準を規定しており、その基準は政令を参酌している。

次に、七飯町総合公園の供用開始に伴う改正は、都市公園の名称・位置等について別表で新たに掲げるとともに、都市公園内における許可及び禁止事項の内容について見直しをしている。

また、新たに使用料及び占用料に関する規定を設けるとともに、使用等の許可を受けた者の譲渡の禁止、使用等の許可条件に違反した場合の取り消し等の監督処分、過料に関する事項などを規定している。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準及び都市公園の公園施設として設けられる建築物の建築面積に関する基準は、政令で定める基準を参酌したものであり、七飯町総合公園の供用開始に伴う改正も、他の施設設置条例や道路占用条例との整合性も踏っていると判断し、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

### 1、事件名

議案第60号 七飯町公共下水道条例の一部改正について

### 2、審査の経過

平成24年10月16日、10月30日、11月13日、11月29日の4日間、委員会を開催し、水道課長の出席を求めて審査を行った。

### 3、決定及び理由

(1) 決定 原案可決  
(2) 理由 由

当委員会に付託された七飯町公共下水道条例は、これまで公共下水道の構造の基準等に関して、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第7条第2項及び第21条第2項、下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」という。）第5条の8から第5条の11及び第13条で定められていたが、第2次地域主権一括法の施行に伴い、法第7条第2項及び第21条第2項が改正されたことにより、政令を参酌して当該市町村の条例で定めることとなったため一部改正しようとするものである。法は、公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄

与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的としており、その目的を達成するため、公共下水道の構造の基準等を政令において定めている。

今回改正する条例の内容は、法の改正に合わせ、文言の整理及び第1章総則から第6章罰則までの章立てとしており、法の改正に伴う改正は、第4章公共下水道の構造の基準等において、公共下水道の構造の技術上の基準、排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準、排水施設の構造の技術上の基準、処理施設の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準等について、政令を参酌して規定している。

なお、この条例の制定に伴う影響について、従来から政令において規定する基準に基づいて公共下水道の整備及び終末処理場の適正な管理を行っており、特に影響がないとしている。

以上のことを留意のうえ、条例の内容を審査したところ、公共下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する規定は、政令で定める基準を参酌したものであり、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

（この部分のテキストは上記と重複するため省略）

## 常任委員会活動報告

### 〔所管事務調査〕要旨を掲載

### 民生文教

#### 《調査事項》

- ・最終処分場及びリサイクルセンターについて
- ・有害駆除対策について

#### 〔調査の目的〕

最終処分場及びリサイクルセンターについては、本年度から委託業者が変更となったことから、契約状況及び管理状況並びに施設への搬入状況について調査を行った。

有害駆除対策については、本年8月に軍川小学校付近で熊が出没するなど、日常生活の身近な箇所で見られていることから、有害鳥獣による被害の状況及び有害駆除の実施状況について調査を行った。

#### 〔最終処分場及びリサイクルセンターについて〕

最終処分場の平成21年度から平成24年9月までの処理実績は（表1）のとおりであり、平成21年度から平成23年度は微減であるが、平成24年9月までの搬入量

<表1> 最終処分場の搬入量 (単位:t, m)

年度	燃 物						計	覆土量
	家庭系委託収集	事業系	直接	その他	小計	計		
H21	654	180	23	402	605	1,259	150	
H22	635	237	31	237	505	1,140	100	
H23	627	265	30	129	424	1,051	650	
H24	352	166	24	53	243	595	80	

※ 平成24年度は、9月末までの実績である。

は増加傾向にある。搬入別では、家庭系委託収集の搬入量は横ばいであるが、全体の割合は増加している。直接搬入のうち事業系の搬入量が増加しており、平成24年度は9月までの直接搬入のうち3分の2以上が事業系の不燃ごみである。

34年度まで共用できる見込みとなっているが、覆土量によっては供用期間が短縮される可能性もある。このことから、不燃ごみの容量を減少するための対策として、現在、埋立処分している小型家電を分別しリサイクル化することや町民に対しては、修理して使う、使い終わっても捨てないで繰り返し使う、リサイクル商品を選ぶなどを啓発して、廃棄物の削減を進めることとしている。

<表2> リサイクルセンターの搬入量 (単位:t)

年度	不 燃 物				資 源 物				計	
	事業系	家庭系	その他	計	委託収集	直接	その他	小計		
H21	12	12	13	37	769	75	3	1	79	848
H22	11	12	12	35	788	68	4	2	74	862
H23	6	12	11	29	774	66	3	2	71	845
H24	3	8	4	15	411	35	2	1	38	449

※1 平成24年度は、9月末までの実績である。  
※2 委託収集は、家庭系委託収集の略である。

資源ごみの搬入別では、家庭系委託収集の搬入量が、9割以上を占め、直接搬入では事業系の搬入量が直接搬入のうち9割以上を占めている。

リサイクルセンターは、旧塵芥処理場の敷地内にプレハブで建設した施設に、機械を導入し作業をしているが、機械の老朽化などにより、過去に数件の人身事故も発生するなど、作業環境は好ましくない状況にある。

町は、リサイクルセンターの改築が最善と考え検討していたが、財政上の理由により、具体的な建設年度の目途が立たないことから、老朽化した施設・機械を計画的に更新する方向で検討することとしている。

なお、作業工程マニュアルは、最終処分場については、不燃ごみ受入れ作業、不燃ごみ埋立作業、覆土作業、汚水処理作業、リサイクルセンターについては、リサイクルごみ受入れ作業、空缶圧縮作業、瓶選別作業、ペットボトル圧縮作業、プラスチック圧縮作業、発砲スチロール溶解作業ごとに作業工程マニュアルシートが示され、マニュアルに沿って適切に作業が行われている。

【有害駆除対策について】

過去5年間（平成20年度から平成24年9月末まで、以下同じ。）における有害鳥獣の発生件数は、ヒゲマ、エゾシカ、カラス・ハト類、キツネなど212件であり、鳥獣別では、ヒゲマ、カラス・ハト類が多く発生しており、地域別では、大沼地区でヒゲマの発生が多く、カラス・ハト類は全町において発生している。

次に、過去5年間における有害鳥獣の被害状況は、ヒゲマ、エゾシカによる人參、デントコーン、スイートコーン、枝豆などの農業被害が発生しており、平成23年度以降は、コウライキジ、カルガモの被害も発生している。

年間の農業被害金額は、その年によってバラつきがあるが、平成20年度、平成23年度及び平成24年度は約450万円の被害が発生している。

町は、有害駆除対策として、毎年、七飯町有害鳥獣駆除会と七飯町有害鳥獣駆除委託契約を締結しており、有害鳥獣による被害を最小限に留めるように努めている。

七飯町有害鳥獣駆除会の会員数は、平成24年度で26人であり、有害鳥獣が出没

<表3> 過去5年間における有害鳥獣捕獲数 (単位: 頭、羽、匹)

年度	ヒゲマ	エゾシカ	カラス類	ハト類	カワウ類	キツネ	計
H20	4	7	307	38	5	24	385
H21	7	3	154	52	2	13	231
H22	2	11	157	33	8	13	234
H23	5	21	203	25	8	9	271
H24	3	19	172	46	0	0	240

※平成24年度は、9月末までの捕獲数である。

した時の見回り、駆除を行っており、過去5年間における有害鳥獣の捕獲数は〈表3〉のとおりとなっている。

次に、有害鳥獣が出没したときの町民への周知方法は、出没した付近への看板の設置、町公式ホームページへの掲載、新聞社への記事掲載依頼、地域住民への回覧板及び戸別訪問、町広報誌へ掲載などにより行っている。

【まとめ】  
最終処分場及びリサイクルセンターについては、両

施設へのごみの搬入量等に係る資料を求め、施設の長寿命化及び改築計画について聴取調査を行った。

最終処分場については、現段階での見通しでは平成34年度まで供用できる見込みとなっているが、不燃ごみの搬入量は横ばい、ごみの飛散、火災等を防ぐ覆土量を少なく見込んでいたためである。

しかし、他自治体の最終処分場や当町の最終処分場でも火災事故が発生していることから、覆土量は維持管理する上で重要な要素となっており、適正な覆土量を使用した場合に供用できる年数を早期に把握することがのぞまれる。

また、リサイクルセンターは、施設そのものが狭隘・老朽化しているため、作業環境は著しく悪化しており、このことが作業員の事故につながっている一つの要因である。

町は、財政上の理由により、リサイクルセンターの改築ではなく、老朽化した機械の更新により改善を図ろうとしているが、根本的な解決策とはほど遠い対策と言わざるを得ない。

このことから、ごみ問題を施設ごとに捉えるのではなく、可燃ごみ、不燃ごみ、

資源ごみ等を一体的に取り組むことが重要であり、ごみ減量化・最終処分場の長寿命化を図るために、施設の改築とともに大型破砕機を早期に導入することを強く望むものである。

次に、有害駆除対策は、本年8月に軍川小学校付近で熊が出没し、捕獲されるなど日常生活に危険を及ぼしている。幸い、当町では、人的被害はないものの、過去5年間にヒゲマの捕獲数が21頭を数えていることから、いつでも有害鳥獣の被害に巻き込まれる危

険性を含んでいる。このことから、有害鳥獣が出没したときの連絡体制は重要な要素であり、有害鳥獣を発見した人からの連絡が速やかに行われるよう、町広報誌及び町公式ホームページ等で連絡体制について、町民へ周知徹底することを望むものである。

また、有害鳥獣による被害を最小限にするために、町が見回り、駆除等を委託している七飯町有害鳥獣駆除会の活動の強化を望むものである。

特別委員会報告

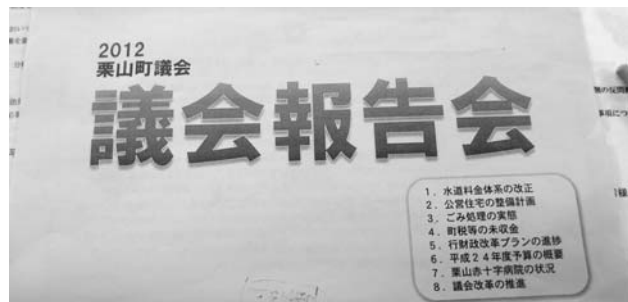
七飯町議会の改革に関する調査特別委員会報告書

委員長 林 秀樹

平成23年6月20日第2回定例会において設置された当特別委員会が、平成24年第1回定例会において中間報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

1. 平成24年4月17日に第11回目の委員会を開催し、今後の検討事項及び資料と

また、長期欠席議員の議員報酬については、提出のあった渡島管内の状況の資



料に基づいて協議することを確認し、委員会を閉会した。

2. 平成24年5月18日に第12回目の委員会を開催し、前回要求のあった道外類似団体の議員報酬及び議員定数に係る資料の説明があった。

また、長期欠席議員に係る議員報酬については、改正する場合の条例及び規則の改正案を示し、今後優先的に協議することとした。

次に、行政視察について、議会改革に係る先進地視察を議員会研修会と併せ

で行うこと、視察先は委員長及び副委員長に一人ずつすることを確認し、委員会を閉会した。

後日、先進地視察先として栗山町議会及び登別市議会と決定した。

3. 平成24年7月2日及び7月4日に栗山町議会及び登別市議会を訪問し、議会改革に係る行政視察を行った。

行政視察の主な内容は、次のとおりである。

①栗山町議会

栗山町は、空知管内の南部に位置し、面積203.84平方キロメートル、人口1万3千人を超える町であり、高齢化率が32.8%となっている。

明治40年に1級町村に昇格し、昭和に入り、角田炭鉱の発展とともに人口は2万人を突破したが、現在は減少傾向にある。

②栗山町議会の概要

栗山町議会は、議員定数13人、委員会は、常任委員会（総務教育常任委員会6人、産業福祉常任委員会6人）、議会運営委員会5人、議会広報広聴特別委員会12

人（広報小委員会6人、広聴小委員会6人）のほか、予算・決算特別委員会が設置されている。

議員報酬は、議長30万円、副議長23万9千円、委員長21万2千円、議員19万6千円であり、他に政務調査費として月8千円が支給されている。

③調査の概要

栗山町議会における議会改革の背景は、平成12年に施行された地方分権一括法により、議会の審議対象外であった機関委任事務制度の廃止に伴い地方議会の役割が極めて広範囲にわた

り、責任の度合いがさらに重くなったことにより、二元代表制における機関対立主義に基づき、議会としての執行機関のチェック、議案に対しては常に是非々の態度で臨むことが重要となった。

議会改革の取り組みとしては、会議のインターネットによるライブ中継など透明性の確保、議会・議員の力量を高めるための中長期財政問題等調査特別委員会の設置、常任委員会所属事務調査の充実、提案権・修

正権の発議など監視型議会からの脱皮、議員自ら調査研修するための政務調査費の導入、議会報告会など住民参加のまちづくりなどが挙げられ、これらを法制化したものが全国に先駆けて平成18年5月に施行した「栗山町議会基本条例」である。

栗山町議会基本条例は、議会運営の最高規範と位置付け、議会は、基本条例に違反する議会の条例、規則、規程等を制定してはならないと規定し、さらに、日本国憲法、法律その他の法令等の状況を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして判断しなければならないと規定している。

栗山町議会基本条例の特徴は、次のとおりである。

- ・ 町民や団体との意見交換のための議会主催による一般会議の設置
- ・ 重要な議案に対する議員の態度（賛否）の公表
- ・ 年1回の議会報告会の開催を義務化
- ・ 議員の質問に対する町長や町職員の反問権の付与
- ・ 議決事項の追加（5項

目）

・ 議員相互間の自由討議の推進

・ 議会モニターの設置、議会サポーターの導入

・ 正副議長志願者の所信表明の導入など

一般会議については、活動が制限されている常任委員会などでは対処できない諸課題に対し、議員と町民が自由に意見交換できる会議として平成18年より実施している。



現在まで19回の一般会議をそれぞれのテーマに沿って実施しており、相手先団体は商工会議所、建設協会、農業委員会、青年会議所、赤十字病院などであり、団体側からの開催要望や必要に応じて議会側から開催を求めている。

議会報告会は、議員が地域に出向き、議会、委員会などの議会活動の状況を直接町民に報告し、町政に関する情報提供と、議会活動に対する意見等を聴く貴重な機会として、平成17年3月より北海道では初めて実施している。

開催は、少なくとも毎年1回、町内12会場で行っており、参加者数は300人前後となっている。また、総合計画など議題に特化した議会報告会を開催している。

議会報告会は、4班に分け全議員が出席しており、年長の議員が班長を務めており、説明はもろろんのこと、準備まで議員が行っている。

②登別市議会

登別市は、胆振管内の中央部に位置し、面積212.11平方キロメートル、人口約5万2千人の市であり、高齢化率が29.0%となっている。

昭和45年に道内30番目の

減らそうとロビー

# 増やそう資源!

市制を施行し、支笏洞爺国立公園の中心に位置し、登別温泉を抱える北海道有数の観光地である。

## ②登別市議会の概要

登別市議会は、議員定数21人、委員会は、常任委員会（総務・教育委員会7人、生活・福祉委員会7人、観光・経済委員会7人）、議会運営委員会8人、議会だより編集委員会7人のほか、予算・決算委員会が設置されている。

議員報酬は、議長40万円、副議長35万円、議員32万円であり、他に政務調査費として月1万円が支給されている。

## ③調査の概要

登別市議会における議会改革は、平成17年9月に議会改革特別委員会が設置され、議員定数について、定例会の開催回数について、議会の監視、チェック機能について、議員報酬等について協議されている。

協議の結果、議員定数は平成19年改選期より24名から21名に3名削減、定例会の開催回数は平成19年改選期より4回から3回とし、議員報酬の据え置き、政務

調査費の減額などを決定し、議長に答申している。

平成18年5月には、議長との諮問機関として、定例会を4回から3回に減らした

ことへの対応として議会改革検討会議が設置され、検討会議では、定例会や臨時会のあり方、議会活性化のあり方として各種団体との意見交換会の義務化、議会フォーラムの開催、議会基本条例制定のための検討委員会の設置、議決権の拡大などが答申されている。

なお、定例会の回数は平成22年第3回定例会より4回に戻している。

平成19年改選期以後の議会改革については、議長の諮問を受け4つの小委員会（常任委員会及び特別委員会のあり方小委員会、本会議中継小委員会、議決権の拡大小委員会、議会基本条例小委員会）が設置されている。

特に、議会基本条例小委員会は73回の協議を経て平成23年3月定例会において全会一致で「登別市議会基本条例」が可決され、平成23年5月1日より施行している。

なお、議決権の拡大小委員会でも協議した事項についても、議会基本条例に盛り込まれている。

議会フォーラムは、平成19年度より毎年開催しており、それぞれのテーマに添って、議員全員が資料作成から当日の準備、最終報告書の作成まで役割を分担しており、議会事務局はあくまでサポート役に徹している。

登別市議会基本条例の特色は、次のとおりである。

・登別市まちづくり基本条例（平成17年9月制定）の理念を踏まえ、開かれた協

働型議会を目指す。

・委員会での市民との意見交換会を義務付け、委員会に議会サポーター制度を導入。

・議案の審議は委員会を中心に進める。

・議員の質問に対し、市長に反問権を付与する。

・質問の機会を拡大するため、文書質問の制度を設ける。

・基本条例の目的が達成されているか2年ごとに検討する。

・議員間の自由討議の場と時間を確保する。

なお、議会基本条例の課題として、議会サポーター制度等に係る要綱の整備、反問権のあり方の検討、意見交換会や議会フォーラムのあり方の検討を挙げている。

次に、議員提案による「登別市議会議員政治倫理条例」が平成23年5月1日から施行しており、その主な内容は次のとおりである。

・8項目の遵守すべき政治倫理基準を定める。  
・身分等報告書及び税等納付状況報告書の提出を義務

付けする。

・条例に違反している疑いのあるときは、市民2人以上の連署で調査請求ができる。

・議員が逮捕又は起訴されたときは、説明責任を果たすための説明会の開催を義務付ける。

・議員の有罪判決が確定したときは、自ら辞職するとともに、交通三悪についても辞職要件とする。

登別市議会議員政治倫理条例とともに、登別市長等政治倫理条例、登別市職員倫理条例、登別市政治倫理審査会条例が平成23年4月1日から施行されている。

登別市政治倫理審査会は、委員3名により構成されており、身分等報告書の審査、税等納付状況報告書の審査を毎年実施するとともに、市民等からの調査請求に関する調査も随時実施している。

このため、登別市議会議員政治倫理条例に基づく調査請求があった場合の調査は、議会において付属機関を設置できないことから、登別市政治倫理審査会において行うこととなっ

ていく。

る。

以上が、行政視察調査の概要であるが、栗山町議会及び登別市議会の視察の対応は、議長をはじめ議員が行っており、特に登別市議会は議長1人で全ての質疑に対応している。

4. 平成24年9月6日に第13回目の委員会を開催し、行政視察に係る総括及び長期欠席に係る協議を行った。

行政視察に係る総括では、前期に係る報告書案をもとに協議を行ったが、委員から議会基本条例については慎重にすべきとの意見があり、今後の検討事項とした。

次に、長期欠席議員に係る議員報酬については、渡島管内町議会の状況及び七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の改正案をもとに協議を行い、長期欠席に係る議員報酬を減額すること、及び平成25年4月1日から施行することを確認した。

長期欠席に係る減額は、次のとおりである。  
①届け出た日から90日を

えたとき 100分の20  
②届けた日から180日を超えたとき 100分の30  
③届けた日から365日を超えたとき 100分の50

なお、七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正とともに、七飯町議会会議規則も一部改正することを確認し、委員会を閉会した。

5. 平成24年11月20日に第14回目の委員会を開催し、前回の委員会で決定した長期欠席に係る減額内容に基づいて、七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例及び七飯町議会会議規則の一部改正について協議するとともに平成24年第4回定例会で報告する中間報告書のまとめを行った。

七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正は、前回の委員会で決定したとおり本会議及び委員会等を90日以上欠席し、議員活動ができないときに議員報酬の一定の額を減額し、併せて期末手当も減額するというものであり、施行期日を平成25年4月1日とすることとした。

七飯町議会会議規則の一部改正は、議員が議会以外の用務のため7日以上七飯町を離れるとき、又は病氣療養若しくは議員活動ができなくなったときは、議長に届け出することを義務付けることとし、また、3か月以上の長期欠席するときは、常に現況を議長に報告するというものであり、施行期日を平成25年4月1日とすることとした。

なお、平成24年第4回定例会において委員会で提案する発議案は、七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正とし、七飯町議会会議規則の一部改正は、地方自治法の改正に伴う一部改正もあることから、議会運営委員会等との調整のうえ、決定することと承認された。

次に、中間報告書のまとめを行うとともに、次回以降は、議員定数、議員報酬、議会基本条例等の検討事項について協議することを確認し、委員会を閉会した。

6. まとめ（中間）  
以上が平成24年第1回定

例会で中間報告した以降の報告であり、主に長期欠席に伴う議員報酬の減額について協議をし、七飯町議会議員の議員報酬等に関する条例及び七飯町議会会議規則の一部改正について平成24年第4回定例会において提案することを決定した。

一部改正の主な点は、議員が病氣療養等により長期欠席をし、議員活動ができなくなったときに、90日以上その期間に応じて議員報酬を100分の20から100分の50を減額するというものであり、期末手当にも反映させるといふものである。

また、七飯町議会会議規則の一部改正は、議員が議会以外の用務で7日以上七飯町を離れるときの届出等を義務化することによつ

て、議員としての職務を全うすることとしている。  
次に、議会改革の先進地である栗山町議会、登別市議会の行政視察では、議会基本条例をはじめ、議会のインターネットによるライブ中継、議会報告会など、七飯町議会として取り組むべき課題が挙げられるとともに、議員としての資質向上に努めることが、町民の負託に応える我々議員の責務である。

今後の委員会活動は、行政視察で課題となった事項をはじめ、議員定数、議員報酬などを検討するとともに、町民の福祉の向上及び町政の発展に寄与することを念頭に活動を継続することとして、中間報告とす

る。

1. 平成24年7月6日、第8回目の委員会を開催し、平成24年第2回定例会において中間報告したことから、今後の調査方針について協議を行った。

改築工事に伴う問題点については、設計及び工事監理者を参考人聴取しているが、施工業者についても必要ではないかとの意見が出た。

また、手直し工事が終了後、現地調査を再度行うこととし、併せてグラウンド工事やプール改築工事についても現地調査をすることとした。

と今後の対応について報告を求め、その報告を元に充分に審査検討して対応することとしている。

次に、桜の木の伐採については、桜の木16本、松の木4本を5月26日・27日に伐採した旨の報告があった。

しかし、桜の木については、平成20年12月に開催した地域説明会で地域の要望で残すことになっていたのとはという質問があり、教育委員会もこれを認めていることから、次回の委員会で桜の木を伐採することになった経緯について調査することを確認し、委員会を閉会した。

### 「藤城小学校改築工事に関する調査特別委員会報告書（最終報告書）」 委員長 佐野 史人

平成24年3月21日第1回定例会において設置された当特別委員会が、平成24年第2回定例会において中間

報告をした以後、これまで調査した結果を下記のとおり報告する。

このことから、町は、設計業者に対し、原因の解明

## 減らそうとロビー！

ある。

この補修工事に関して、建築主体工事の共同企業体から七飯町に念書の提出があり、その内容は、次のとおりである。

- ・床フロアリング全面張替えのほか1年点検で指摘のあった校舎内外部を修補する。

- ・修補期間は、7月26日から8月19日までとする。

- ・修補費用は、共同企業体の負担とする。

- ・修補した箇所の完了後の瑕疵担保については、藤城小学校改築建築主体工事請負契約書と同様の期間とする。

- ・1年点検の指導事項以外に出た事象については、その都度町と協議の上、誠意をもって対応する。

以上の説明の後、委員から費用負担に関して確認を求める発言があり、都市住宅課長は、費用負担は全て共同企業体がすると答弁した。

次に、藤城小学校屋内体育館の結露に係る経過及び対応について都市住宅課長から報告があり、その内容は、次のとおりである。

- ・屋内体育館は、平成24年1月27日に工事が完成し、1月30日に検収及び受け渡しが行われている。
- ・5月2日、体育館で雨漏りがしているとの連絡があり、調査の結果、結露の可能性から換気をするよう学校に指示をした。
- ・6月28日、夕方、天井から水滴が落ちていることが再度確認され、翌29日関係者による調査、確認を行ったところ、天井部分における結露と判断した。
- ・7月4日、町は設計事務所に対し、結露の原因を調査報告するよう指示、7月6日に設計事務所より報告書の提出があった。
- ・7月14日から7月19日まで経過観察をした結果、常時換気扇を回した状態でも結露が発生していること、グラスウール成型板にカビが発生していることなどが、天井部分に空気が滞留していることが想定される。

原因は、天井のALC板（軽量気泡コンクリート板）が日中、外気の影響を受け、熱を帯び温度が上昇し、飽和水蒸気量が上が

り、その後、体育館内部で発生した水分を含んだ空気が夕方や夜間に温度が下がったことにより、結露が発生したと結論。

改善策は、外気温の影響を少なくする工法として、ALC板の外側側に断熱材を敷き込み、屋上防水を行う「外断熱工法」を採用して外気温の影響を遮断する。さらに、内部天井のグラスウール成型板は撤去し、下地清掃除菌後、新たにグラスウール成型板の張替えを行う。

- ・7月20日、設計事務所から報告書の提出があり、結露の原因と今後の方向性については前述のとおりであるが、アリーナ上部に8カ所の吸気フードを設置する。なお、今回の事案に係る費用は、全面的に設計事務所が負担するとしている。また、補修工事は、校舎と同様に、夏休み期間中に行うとしている。

以上の説明後、業者の責任について質疑があり、理事者側は、設計上の計算どおり機能しなかったこと、設計の甘さが原因と指摘、処分等については、補修が

終わってから毅然と対応するとしている。

委員からは、補修に関して念書の必要はないかとの質疑があり、理事者側は、念書に関しては今後検討するとしている。

次に、桜の木の伐採について教育長から、次のとおり報告があった。

- ・平成20年11月20日、藤城小学校改築地域説明会において、当時の教育長は、地域住民からの「桜の木に愛着はあるので残してほしい」との要望に対し、「思いのある桜並木は残すようにする」と答えている。
- ・平成21年4月27日、当議会の藤城小学校改築に関する調査特別委員会において基本設計の内容について説明があり、当時の学校教育課長は「校門から入り、正面までを桜並木にしたいと考えております。昨年の地域説明会のときに、桜並木を今までどおりにしてほしいという要望がありましたので、ここ（新校舎正面のアプローチ）に桜の木を植えていきたいと考えております」と説明している。

・平成21年10月16日、藤城

小学校改築事業に係るPTA三役会議及び同年11月16日に開催された地域説明会で、実施設計の概要が説明されたが、配置図に今回伐採された桜の木は記載されていない。

- ・平成22年3月24日、藤城小学校住民説明会を開催し、工事全般について説明会を行っている。
- ・平成24年4月18日、第2回施工打ち合わせ会議において、施工業者から、支障木として伐採を予定していた桜の木について確認が求められた。
- ・平成24年4月23日、建築技師が直接、副町長に対し桜の木の伐採について確認を求めたところ、「実施設計で切ることになっている」と伐採を了解している。その後（日付不明）、建築技師は学校教育課長に対し「副町長から桜の木を伐採してよいと聞いたが、それでいいですね」と確認を求め、学校教育課長は「切っていないよということであればそのようにやって下さい」と答えている。

・平成24年5月25日頃、建築技師が再度、桜の木の伐

採について確認を求めたが、「副町長は切つてよいといつてますよね」と学校教育課長は答えている。

- ・平成24年5月26日・27日、桜の木16本、松の木4本を伐採する。
- ・平成24年7月20日、藤城地区移動町長室を開催。

以上の説明の後、委員から移動町長室のときの理事者側の説明及び町としての指示系統などについて、次のような質疑があった。

- ①教育長は、地域に桜の木を残すと1回も言っていないと発言しているが、このとき、住民から「町は力を使って大丈夫なのか」と発言があったが状況説明を。
- ②教育長の発言は、第三者的立場のように聞こえる。教育長として引き継いだ事実に対して、どのように責任を持って対応しようとするのか。
- ③桜の木の伐採について、前担当課長の副町長に確認しているが、庁内組織として副町長が判断する内容か。教育長はいつ知ったのか。
- ④当時の桜の木に対する捉え方はどうであったのか。

・平成24年5月25日頃、建築技師が再度、桜の木の伐

これに対し、理事者側の答弁は次のとおりである。

①桜の木を残すという説明をした記憶がない。

②第三者的に聞こえるのであれば不徳の致すところである。過去の人に責任を押し付ける考えはないが、事実関係をきちんと捉えて責任所在をはっきりさせていくことが大切である。

③組織からすると教育長が判断すべきことであるが、当時の担当課長であることから確認を求められたと考えられる。事前に知っていれば対処できたはずである。

④地域の人たちは、桜の木の下を通って登校した思い出があると話しており、新校舎の正面に桜をイメージしたアプローチを基本設計に配置している。旧グラウンド側の桜の木については、勝手に解釈し、認識も甘く、慎重に対応すべきであったと反省している。

なお、新しいグラウンドへの通路は幅6m程あるため、地域と相談して植樹をしていきたいとのことであった。

次に、校舎床暖房の一部

不良について、次のような報告があった。

平成24年6月26日、電気保安協会の点検で、回路不良があった旨、教頭から報告があり、調査を実施したが、不良箇所は特定できなかったが、回線不良が確認され、不良箇所はコンクリート部分に埋設されていることから、床フロアリングの補修工事に合わせて原因調査と補修工事を実施することとしている。

今回の委員会は、校舎及び屋内体育館の補修工事に開催し、現地調査を実施することを確認して、委員会を閉会した。

3. 平成24年8月6日、第10回目の委員会を開催し、都市住宅課長、学校教育課長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料の説明を受けるとともに、藤城小学校校舎及び屋内体育館の補修状況について、現地調査を行った。

校舎の床については、不具合だったフロアリング材を剥がし、実施設計図書にある北海道パーケット工業(株)の、リージェントキャン

パスライトにより張替が進んでおり、その他の不良箇所についても補修工事が進んでおり、予定どおりの期間で完了するとのことであった。

次に、屋内体育館の結露対策については、計画どおりアリーナ上部に8カ所の吸気フードの取り付けが完了し、稼働を確認した。天井部分の結露対策に対する改修工事は、足場を組んで既存のグラスウール成型板の撤去が終了、下地の除菌後、新たなグラスウール成型板の取り付けが準備され

ていた。屋上では、外断熱工法による硬質ウレタン系の断熱材を引き込み、防水工事が準備されていた。

また、現在工事中のブルーや外構工事の進捗状況についても調査を行い、桜の木が伐採された現地も確認した。

次に、要求に基づいて提出資料の説明を受けた。

提出資料は、①桜の木を伐採した工事写真、②伐採後の処理状況、③既存樹木剪定の樹種及び工事写真であり、説明は次のとおりである。

①桜の木を伐採した工事写真は、伐採前から伐採及び抜根までの一連の工程写真であるが、1本ごとの写真はない。

②伐採後の処理は、産業廃棄物であることから資格を有する処分業者によって適正に処理されている。

③設計での剪定11本とは、マツ6本、アカシヤ2本、シラカバ1本、ヤナギ2本であるが、プール改築工事に支障があることから、設計変更し伐採している。

次に、当議会議長及び当特別委員会委員長に提出の



第三者機関の設置を求めることを決定し、陳情者に理解を求めることとした。

今回の委員会では、提出資料に基づいて質疑を行うとともに、委員から出された前教育長の参考人聴取に関する意見について協議することを確認して、委員会を閉会した。

4. 平成24年8月22日、第11回目の委員会を開催し、都市住宅課長、学校教育課長の出席を求め、前回提出されている資料の説明を受けるとともに、質疑を行った。

はじめに、陳情者から提出されていた第三者機関の設置による調査の陳情書について、当議会から町理事者側へ要請した件について、町理事者側から社団法人北海道建築士事務所協会函館支部に委託したいとの報告があったが、委員から、校舎の設計・監理業務を受注した業者との関わりも否定できないとして、国から指定を受けている中立性のある機関に委託してはとの意見があり、町理事者側は、再度検討することと

した。

また、校舎及び屋内体育館の不具合については、予定どおりの期間を持って全ての補修工事が完了したことが報告された。

次に、前教育長を参考人聴取するかどうかについて協議を行い、聴取することと決定したが、聴取する日時及び聴取する事項については、次回の委員会で協議することとした。

今回は、前述に記載のとおり、前教育長の参考人聴取に関する事項及び補修工事が終了した藤城小学校の現地調査することを確認して、委員会を閉会した。

5. 平成24年9月3日、第12回目の委員会を開催し、町長、副町長、教育長、都市住宅課長、学校教育課長の出席を求め、要求に基づき提出のあった資料の説明を受けるとともに、補修工事が完了した藤城小学校の現地調査を行った。

はじめに、町長から、藤城小学校改築工事に係る一連の不具合、桜の木の伐採に関して謝罪するとともに、同校の躯体構造に関する

調査を国から指定を受けている第三者機関（業者）に委託しており、委託経費については、専決処分により行ったこと、伐採した桜の木から新芽が出ていることなどの報告があった。

次に、提出のあった資料（工事計画書、検査報告書、工事写真）をもとに現地調査を行い、校舎及び屋内体育館については、提出書類のとおり補修工事が完了したことを確認するとともに、プール改築工事及びグラウンド等外構工事の進捗状況並びに伐採した桜の木から出ている新芽を確認した。

また、町は、伐採した桜の木から出ている新芽を生かすことを検討するため、外構工事の工期について延長したい旨の報告があった。

次に、前教育長の参考人聴取については、招致する日時を次回の委員会とし、桜の木の伐採に関する内容を聴取することとした。

また、町は、平成24年9月25日、第13回目の委員会を開催し、前教育長の出席を求め、参考人聴取するとともに、町長、副町長、教育長、都市住宅課長、学校教育課長の出席を求め、情報提供を受けた。

はじめに、参考人聴取が行われ、委員長から平成20年11月20日の地域説明会において、地域の要望に対して、桜の木についてどう説明しているか。

②現教育長に対して、桜の木に関してどのように引き

継ぎしたか。

③桜の木は、どうなると思っていたか。

④設計段階から桜の木を全て伐採することになっているが、どのような認識を持っていたか。

参考人からの答弁は、次のとおりである。

①地域からたくさんの要望があったが、グラウンドは、国道側にありボール等が出た場合に危険だという考えから奥の方に移動、桜の木は残すと説明した。

②口頭での説明は記憶になっているが、書類はすべて引き継いでいる。

③教育委員会として残す考えでいた。

④グラウンドの位置を変更したため、その通路を確保、基本設計で「建物周囲の緑地帯に既存樹木を移植、国道5号線からの騒音解消を図り、アプローチは桜並木を配置、緩い勾配とし道路段差を緩和します」などと決定しており、実施設計の中で反映されているものと考えている。

の木に関する経過報告が、平成22年3月から平成24年4月まで空白期間があることを指摘するとともに、町・教育委員会が地域住民と1日でも早い信頼関係を築くことに対し、議会としても努力することを望むという発言があった。

次に、町長から9月6日に藤城において開催した地域説明会では、町長自身の処分も含めて説明したが理解を得られなかったこと、9月26日に改めて地域説明会を開催し、町長を含む三役の処分について、地域住民の理解を得られれば、9月28日の平成24年第3回定例会最終日に追加の関係議案を提出したい旨報告があった。

第三者機関に委託した校舎の建物状況調査報告書の提出があり、担当課長から詳細説明があった。

第三者機関は、構造計算書の妥当性、構造計算書と構造図の整合性及び施工が適切に行われたか否かについて、調査・検証を行っている。

構造計算及び構造図の整合性の検証では、建築基準法に則り行われており、計算フロー、計算結果に一貫性があることが確認され、構造計算書と構造図との整合性が確認されている。

施工状況では、構造図と躯体図との整合性、杭工事、鉄筋工事、型枠工事、コンクリート工事等関係資料による調査、現地調査でのコンクリート簡易診断（シユミットハンマー法）、その他現地状況（建物全般）について検証を行っており、いずれにおいても問題はなしとし、適切に工事が行われたと判断されている。

以上の説明を受け、委員会を閉会した。

7. 平成24年10月22日、第14回目の委員会を開催し、都市住宅課長、学校教育課長の出席を求め、グラウンド等外構工事に係る情報提供を受けるとともに、今後の調査方針について、協議した。

グラウンド等外構工事において、国道からグラウンドに進入する位置の変更、現駐車場の出入口の幅等の設計変更を行い、併



伐採した桜の木から出ている新芽

せて、工期を平成25年3月まで延長したいとの報告があった。

また、10月2日に学校関係者、PTA、藤城各町内会長等と協議を行い、新たな植栽レイアウト図により植栽計画案について説明を行い、地域の理解を得られたことから、次の臨時会において、関係予算を計上したい旨の報告があった。

次に、今後の調査方針の中で委員から、前教育長に対する参考人聴取の会議録を精査し、今までの調査との整合性を図るべきではないかとの意見があり、未定稿の会議録の精査を行った。

会議録の精査では、参考人の発言と今までの町理事者側との発言に整合性が取れない部分があるとして、次回の委員会に副町長、教育長の出席を求めて、発言の確認をすることとし、委員会を閉会した。

8. 平成24年11月12日、第15回目の委員会を開催し、副町長、教育長の出席を求め、桜の木に係る参考人聴取における参考人の発言

と、今までの発言と整合性の取れない部分を確認した。

前教育長の発言に「桜の木は残す考えであった」「建物周囲の緑地帯に既存樹木を移植し、国道5号線からの騒音解消を図る」であったが、副町長は「旧校舎の校門から左側の桜を考えており、右側は勝手に解釈してしまい反省している」と発言、教育長は「私は、桜の木を伐採するまで知りませんでした」と発言している。

このことから、移植から伐採に至った経過について再確認したところ、副町長は「移植しても残したい気持ちにはあったが、費用面等の課題も多く、実施設計の段階で伐採することとなったが、地域に説明しておらず、前教育長の意図をきちんと把握できなかったことを反省している」と発言し、教育長は「引き継ぎされた基本設計、実施設計をもっと確認すべきであり、また、不用意な発言により、特別委員会や地域を混乱させたことを反省している」と発言している。

以上の質疑の後、平成24年第4回定例会に最終報告を行い、委員会活動を終了することを確認し、委員会を閉会した。

9. 平成24年11月27日、第16回目の委員会を開催し、これまでの調査活動について、平成24年第4回定例会に提出する最終報告書のまとめを行い、委員会を閉会した。

#### 10. まとめ

当委員会は、藤城小学校校舎は竣工後1年も経たな



いうちに校舎全体の床に不陸が生じる不具合が生じたことからその原因を調査するため、平成24年第1回定例会において設置されている。

しかし、その調査中に、校舎においては1年点検で100カ所以上にわたる不具合が発見され、平成24年1月に完成した屋内体育館では結露が生じ、さらには、平成24年度施工中の外構工事では、計画段階で残す予定であった桜の木が伐採され、地域においても大きな問題に発展している。

はじめに、床の不陸及び100カ所以上にわたる不具合については、平成24年6月定例会において中間報告したとおり、床については、搬入された床材にも原因があったと思われるが、その他の不具合については、主たる原因を特定するのは困難であるが、施工において粗雑な工事であったと言わざるを得ない。

補修工事後に実施された第三者機関での検証において、特段の問題点が指摘されなかったことから、当初の施工に問題があったこ

とがうかがえる。

次に、屋内体育館の結露については、外気温の影響を受けていることに加え、館内の換気が計算どおり機能しないことが原因とし、外気温の影響については、屋上防水工事に外断熱工法を採用し、換気不足に対しては、新たに8カ所の吸気フードを設置するなど、補修工事を終了している。町理事者側は設計ミスか否かの判断はしていないものの、補修工事に係る費用を設計業者が自ら負担していることから、設計業者の設計ミスと判断できる。

次に、桜の木の伐採は、基本設計では、既存樹16本移植とあるが、実施設計では移植の文字が消え、伐採に至った。庁内における連携・引き継ぎ・確認の不足に加え、町理事者側の地域住民への実施設計の内容説明不足が解決の機会を失わせた。

また、伐採後の地域住民への説明の場での町理事者側の不適切な発言が、住民感情を傷つけたことも問題を大きくした原因である。なお、桜の木の伐採の影響

響から、外構工事の変更等により工期が平成25年3月まで延長となったが、来春から供用開始見込みとなっている。

藤城小学校改築工事に伴う一連の不祥事で、町長をはじめとする三役は減給処分(町長・100分の20を2カ月、副町長・100分の10を2カ月、教育長・100分の30を3カ月)、職員2名は懲戒



## 減らそうとロクロー!

処分（100分の5減給を1カ月、戒告）、設計業者及び施工業者は2カ月の指名停止処分が行われ、多くの関係者が責任を負う事態となった。

特に、地域を巻き込んだ町理事者側への不信感が深刻な問題であると考えている。

町理事者側は、地域との連携を深め、一日でも早く信頼回復に努めることが責務である。

また、補修工事のすべてを予定期間内に終えることができたが、これから冬を迎えるにあたり、各箇所の暖房を入れたときの使用材料や換気の変化には十分な監視と状態の把握が必要であり、残された外構工事や植栽工事についても頻繁に現地に向いて指揮・監督し、適正に工事が施工されることを望むものである。

なお、今回の一連の不祥事は、行政改革等に伴う人事異動により、職員間におけるスムーズな引き継ぎがなされなかったことが要因の一つではないかとの指摘があることから、職員教育による適材適所への配置とともに、必要と思われる問

題点については口頭での伝達も含めて、しっかりとした事務事業の引き継ぎを強く望むものである。

以上が、今まで当委員会が調査した最終報告であるが、今回の一番の被害者は藤城小学校へ通う児童である。

町理事者側は、今回の不祥事を教訓に、今後、近々着工すると思われる大中山小学校改築工事や他の公共施設の整備については、庁舎内での十分な検討や地域説明会などに生かすことを望み、委員会活動を終了する。

## 議会事務局からのお願い

議長あての文書は直接議会事務局へ送付して下さい。

議会議長あての文書や案内状は、日程の調整をする必要がありますので直接議会事務局にお送り下さい。

- ◆送り先 七飯町本町6丁目1番1号  
七飯町議会議長 あて
- ◆電話 65-5947 (直通)

## 平成23年度決算審査

### 特別委員会報告書

(要旨掲載)

委員長 上野 武彦

#### 審査の経過

審査にあたっては、町長から提出された決算書及び決算に関する関係書類、証書類のほか、当委員会が要求した資料等をもとに、担当課長等の出席を求めて審査を行うとともに、町長への総括質疑を行った。

#### 審査の結果

##### 一般会計

平成23年度一般会計の決算審査については、地方自治法第233条に決算の手順が明記されており、その第5項に「普通地方公共団体の長は、第3項の規定により決算を議会の認定に付するに当たっては、当該決算に係る会計年度における主要な施策の成果を説明する書類その他政令で定める書類を併せて提出しなければな

らない」となっている。

地方自治法第233条第5項にかんがみれば、議会における決算審査は、単なる収支の審査にとどまらず、事業の成果についても積極的に検討が加えられることを期待されている。

歳入においては、雑入に最終処分場排水浄化活性炭未使用分返還金1千273万5千44円が含まれている。これは、活性炭未使用の虚偽報告事件により発生したものであり、議会においても特別委員会を設置している。

歳出においては、学校建設費の中に、繰越分の藤城小学校屋内体育館改築工事監理委託料558万6千円が含まれている。これは、議会も特別委員会を設置して調査中であるが、設計業者が自費で大規模補修を行っている。町は行政処分を行っている。このような事件によ

り、調査特別委員会を設置することは、遺憾である。次に、本決算委員会で継続審査となった社会福祉総務費の中に、繰越分認知症高齢者グループホーム防火設備緊急整備事業補助金1千886万円が含まれており、計画協議書の書類不備2箇所、補助金交付申請書の書類不備4箇所が継続審査中に表面化した。

この3事案は、書類審査と検証を正確に行っていないと検証が可能であり、ば未然防止が可能であり、また、2つの繰越事業は予算化されてから再精査する時間もあつたはずである。この3事案によって町政の停滞、それは担当部局が事務処理量の増加により、その期間中は、当初の予定より他事業に影響が出ていたと考える。

町民は虚偽報告や大規模補修の件で町政に対する信頼が揺らいできている。以上の件について、町長への総括質疑を行ったところ、町長も最終処分場と藤城小学校については、議会に大変な労力を使わしたことを謝罪し、書類不備についても、職員に対してしつ

かり指導するとしている。その他町長への総括質疑については、次のとおりである。本委員会審査中において、疑義のある法人・事業者であっても、公募の受付、選定決定をするのか、また、会計検査院で補助金の返還を求めたれたら、町は責任を取るのかという質問に対し、町長は、疑わしきは罰せずであり、「クロ」とはつきりした段階で処分については、町が責任をもつて返還させるとしている。

次に、書類の不備、担当課のチェックの甘さがあり、しっかりとやっていただきたい。指導徹底する対策は考えているかとの質問に対し、職員には、書類の中味を精査してきちんとチェックするように指導している。

また、副町長は、毎日の色々な書類の決裁の中で、チェックし担当課に対して指導をしているとしている。次に、クボタの件、藤城小学校の件、福祉の件につ

いて、今までにかつてない問題が発生している。担当課はプロフェシヨナルとしての意識改革をきちんとしていただきたいとの質問に対して、職員教育は、色々の研修、管理職の意識改革、常に緊張感を持つよう指導していきたいとしている。

次に、議員として、町民に対しての説明責任がある。町民の信頼を回復するため、書類の不備をチェックするシステムづくりが必要ではないかとの指摘があった。

以上、本会計については、計数に間違いはないが、事業の効果が疑問があることを踏まえて起立採決をした結果、賛成6名、反対8名により不認定すべきものと決定した。

なお、賛成者から少数意見の留保があった。

### 国民健康保険特別会計

本会計の実質収支額は、5千272万1千円と赤字であり、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた単年度収支額も9千156万円の赤字となっている。

歳入のうち、国民健康保険税は、一世帯あたりの税額及び被保険者一人あたりの税額は前年度と比較してほぼ同じであるが、加入世帯及び被保険者数が前年度より35世帯、58人増えたことにより、現年課税分の調定額は731万5千円増加している。

しかし、滞納繰越分の調定額が減少しており、国民健康保険税全体の調定額は前年度と比較して4千613万4千円減少しているが、滞納者への納税相談や差押えなどの収納強化により、収入額で173万7千円の増、収納率では3.4ポイント上昇している。

また、不納欠損額は2千49万1千円で前年度と比較して467万3千円の減、収入未済額も2億3千936万8千円で前年度と比較して4千319万8千円の減少であり、収納強化の効果はあるものの、まだまだ多額な状況である。

他の歳入は、前年度比較して、療養給付費交付金で9千717万円（81.8%）増加しているものの、国庫支出金で9千792万7千円

（10.1%）減少、共同事業交付金で6千618万6千円（16.2%）減少している。歳出のうち、諸支出金は、国庫支出金等返還金の増加により前年度と比較して2千604万5千円（33%）の大幅な増加となっている。

また、保険給付費は23億9千97万4千円となっており、前年度と比較して659万9千円（0.3%）の微増となっている。

療養諸費1人当たり費用額は34万7千円となっており、前年度と比較して2千円（0.5%）の微増であるが、今後、一時的な流行病などにより医療費が高むことになった場合には保険給付費も増加することから、赤字額が増高し、本会計の財政運営は、より一層深刻な状況が予想される。

以上、本会計は、実質収支額及び単年度収支額が赤字であるが、支出についても適正に執行されていると判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、実質収支額の5千272万1千円の赤字は、平成24年度予算から繰上充用し

ているが、平成23年度決算において歳入で国民健康保険税が増加し、歳出の大部分を占める保険給付費が増加にもかかわらず赤字になったことは、今後の財政運営は非常に厳しさを増すことが予想される。

このことから、国民健康保険は、加入者が納付する国民健康保険税を財源として運営されるのが基本であることを踏まえ、本会計の健全な運営及び加入者負担の公平性を期するうえから、厳しい収納対策が必要である。

### 後期高齢者医療特別会計

本会計の実質収支額は687万5千円の黒字であるが、その額は出納閉鎖期間の4月1日から5月31日までに納付された保険料で、平成24年度において北海道後期高齢者医療広域連合に納付されることとなっている。

保険料については、収入未済額が454万円となっており、年々増加傾向にあること、不納欠損額も4万3千円生じていることから収納対策の強化を望むものである。

以上、本会計は、収納対策の強化を望むものの、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

### 介護保険特別会計

本会計の実質収支額は840万2千円の黒字であるが、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた単年度収支額は1千185万2千円の赤字となっており、介護保険料の不能欠損額が235万円、収入未済額が1千18万7千円となっていることから収納対策の強化を望むものである。

歳入は、国庫支出金、支払基金交付金及び繰入金などの増により前年度と比較して7千502万3千円（4.0%）の増加であり、歳出は、総務費及び保険給付費などの増により前年度と比較して8千687万5千円（4.7%）の増加となっている。

次に、介護サービス事業

勘定については、歳入歳出同額の1千155万8千円となっている。

歳入は、介護予防サービス計画費収入であり、歳出は、全額が保険事業勘定に繰出しされている。

以上、本会計は、収納対策の強化を望むものの、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

### 下水道事業特別会計

本会計の実質収支額は157万7千円の黒字であるが、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた単年度収支額は116万5千円の赤字となっている。

平成23年度末の公共下水道、特環下水道を合わせた排水区域面積は697㌥で、前年度より7㌥増加し、下水道管布設延長は1.1キロメートル増の125キロメートルである。

また、年間有収水量は278万9千850立方メートルで前年度より4万1千11立方メートル減少し、料金収入は3億4千537

# 増やそう資源!

万8千円で、前年度より212万7千円の減となっている。

受益者分担金及び下水道使用料の収入未済額は1千866万4千円で、前年度と比較して10万9千円減少しているものの、下水道事業は主に受益者分担金、下水道使用料並びに一般会計からの繰入金を財源として運営されていることから、より一層収納対策に努めるべきである。

歳入は、国庫支出金、繰入金が増加しているものの、分担金及び負担金及び町債などの減により前年度と比較して48万3千円(0.0%)の減少であり、歳出は、公共下水道事業費は減少しているものの、公債費の増により前年度と比較して68万1千円(0.1%)の増加となっている。

以上、本会計は、収納対策の強化を望むものの、実質収支額が黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

## 土地造成事業特別会計

本会計の実質収支額は510万7千円の黒字であり、実質収支額から前年度繰越金を差し引いた単年度収支額も4万6千円の黒字となっている。

歳入は、平成23年度も土地売却収入がなく、財産収入と繰越金であり、前年度と比較して6万2千円(1.2%)の減少であり、歳出も、前年度と比較して10万7千円(49.9%)の減少となっている。

以上、本会計は、未売却地の早期処分が望まれるが、実質収支額は黒字であることから、適正に歳入が確保され、歳出も適正に執行されているものと判断し、全員一致で認定すべきものと決定した。

## 水道事業会計

営業収益4億165万9千円と営業外収益2千98万円の合計額4億2千263万9千円から、営業費用3億3千797万7千円を合計した4億90万7千円を差し引いた経常利

益は2千173万2千円である。

経常利益から、水道料金の不納欠損処分である特別損失62万5千円を差し引いた当年度純利益は1千520万7千円である。

平成24年3月31日現在の水道料金の未収金は、平成23年度分で4千694万9千円、平成22年度以前の滞納繰越分で2千909万5千円、合わせて7千604万4千円であり、前年度に比べて365万8千円減少している。また、平成23年度分の未収金4千694万9千円には、平成23年4月に徴収する3月分の水道料金3千75万1千円(前年同期75万4千円増)が含まれていることから、滞納者への給水停止処分等の効果が表れている。

本会計は、企業努力により利益を生じているものの、公共サービスの提供を受けている住民の公平性を圧縮に努めるべきである。そのためには、未納額が膨らまないうちに早めの徴収を行うことと悪質な滞納者に対しては、厳しく対処することを求めるものである。

平成23年度の建設改良費は、車両基地建設に伴う水道管移設工事、鳴川地区配水管新設工事、大川地区老朽管布設替工事、大川地区深井戸水源整備工事などの工事費のほか、取替用量水器購入費等で9千165万1千円が支出されている。

また、企業償還金は8千431万9千円で前年度に比べ1千211万9千円(16.8%)の増加となっている。

以上、本会計については、適正な予算執行が行われていると判断され、また、水道事業の施設整備及び適切な維持管理を行い、充実した安全な水の供給を図り住民サービスの向上と健全な企業会計の運営が図られていることから、全員一致で認定すべきものと決定した。

なお、当年度純利益が1千520万7千円生じているが、平成23年度より一般会計から2千74万2千円を補助金として受けていることによるもので、補助金を除くと53万5千円の当年度純損失となる。

今後も、藤城簡易水道拡張事業に伴う企業債元金及び利子の償還が続くことから、中長期的な経営計画の執行を望むものである。

平成23年度決算の状況

(単位:円)

会計名	決算額	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	繰越明許費額	実質収支額
一般会計		10,306,908,314	10,118,861,161	188,047,153	42,360,000	145,687,153
特別会計	国民健康保険	3,380,430,771	3,433,151,619	△ 52,720,848		△ 52,720,848
	後期高齢者医療介護保険	347,335,683	340,460,383	6,875,300		6,875,300
	下水道事業	1,966,729,174	1,958,327,351	8,401,823		8,401,823
	土地造成事業	988,964,335	987,387,203	1,577,132		1,577,132
	収益的収支	5,215,264	107,880	5,107,384		5,107,384
水道事業		442,300,081	422,738,402	19,561,679		19,561,679
	資本的収支	53,980,000	175,969,545	△ 121,989,545		△ 121,989,545

平成24年 定例会・臨時会出席状況一覧表

	開会日	小松	神崎	牧野	坂田	木下	佐野	林	青山	坂本	上野	中島	平松	長谷川	中川	日下部	畑中	横田
		義光	和枝	喜代志	邦彦	敏	史人	秀樹	金助	繁	武彦	勝也	俊一	生人	友規	雅一	静一	有一
第5回臨時会	10月26日	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月11日	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第4回定例会	12月12日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	12月13日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※判定 ○=出席、×=欠席、△=遅参・早退・中座、公=公務、忌=忌引